

# お知らせ

平成26年 1月22日

## 「山口県土木工事施工管理基準」における「出来形管理基準及び規格値」 の「縁石工（縁石・アスカーブ）」の測定基準の修正について

このことについて、平成22年2月に「基準高」「幅」「高さ」「厚さ」の4項目を追加修正したところですが、これは「縁石工」を念頭に置いたものであり、「アスカーブ」については、修正前の「延長」のみを測定・管理するものとします。

### 1 追加記載

「山口県土木工事施工管理基準」における「出来形管理基準及び規格値」の3編2章3節8条の「縁石工（縁石・アスカーブ）」(P1-34~1-35)の測定基準の欄に「(注)アスカーブについては、延長のみを測定」を追加記載してください。

### 2 適用基準日

平成26年2月1日以降、検査を実施する工事から適用とします。

### 3 留意事項

施工計画書の施工管理計画の出来形管理項目についても、上記修正に合わせたものに修正をしてください。